

室蘭市立旭ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日作成（室蘭市いじめ防止基本方針を参考に一部抜粋）

1. いじめの定義

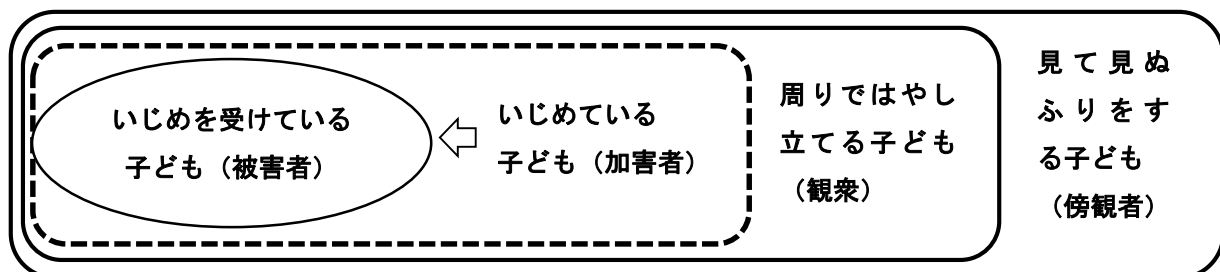
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、**児童の感じる害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。**

○日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。**ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する必要がある。**

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、「**心身の苦痛を感じているもの**」との要件が限定して**解釈されることのないように努める**。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子を細かく観察するなどして確認する必要がある。

※いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるものである。また、いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできず、**次のような「四層構造」になっていることを念頭にして対応するものとする**



○観衆や傍観者の立場にいる子どもは、結果としていじめを助長していることになり、また、**多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる場合もある。**

2. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、*「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

*「学校いじめ対策組織」とは、各学校において、いじめられた児童生徒及び保護者のケアと、いじめた児童生徒の指導を組織的に推進するためのもの。その構成員は、主に管理職・指導部長・養護教諭・担任・学年主任など。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3. いじめ防止に関する基本的な考え方や取り組み

- (1) いじめを起こさせない取組<未然防止>
- (2) 小さな変化・兆候を見逃さない取組<早期発見>
- (3) いじめられている児童生徒を絶対に守る対応<早期対応>
- (4) いじめの防止等に係る校内研修の実施
- (5) いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (6) いじめの防止等の取組に係る取組の点検・充実

(1) いじめを起こさせない取組<未然防止>

<p>①学校経営 いじめ対処方針の周知</p>	<p>○いじめへの対処方針、指導計画等を明確にする。 ○学校の方針を児童や保護者に伝える。 ○地域ぐるみの協力を依頼する。</p>
<p>②授業改善 心理的負荷・ストレス</p>	<p>○友人関係や授業に関わる嫌なことが、児童の過度なストレス（最大のストレス）とならないよう授業改善を進める。 ○「第3期室蘭市学力向上基本計画」に基づき、わかる授業づくりを進める。</p>
<p>③児童理解 多角的な視点</p>	<p>○日常的な児童理解の徹底に努める。 ○児童の心に寄り添い、共感的な理解や客観的な理解に努める。</p>
<p>④道徳教育 心に響く道徳</p>	<p>○「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」などの指導の充実を図る。 ○児童の心に響く道徳の授業となるよう工夫・改善を図る。</p>
<p>⑤生徒指導 規範意識の醸成 自律性の育成</p>	<p>○全教職員の共通理解・共通行動を基に規範意識の醸成を図る。 ○児童自らが規範を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。</p>
<p>⑥学校経営 いじめはゆるさない</p>	<p>○教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努める。 ○児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。</p>
<p>⑦学級経営 夢への挑戦</p>	<p>○将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。</p>
<p>⑧人間関係の形成 自己有用感と自己存在感</p>	<p>○自己有用感・自己存在感を味わえる学級づくり・授業づくり ○規律正しい態度で主体的に参加し活躍できる授業づくりや好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくり</p>
<p>⑨人間関係の形成 安心できる居場所づくり</p>	<p>○児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。</p>
<p>⑩人間関係の形成 信頼関係作り</p>	<p>○教職員の言動が児童に大きな影響力を持つという認識の下、児童一人一人についての多角的な理解を深めるとともに、全教育活動において、児童との間の信頼関係の構築に努める。</p>

<p>⑪児童会活動</p> <p>主体的な取り組み</p>	<p>例・「目安箱」児童生徒の悩みや想いを把握するために設置</p> <p>例・「挨拶運動」地域の方々と共に行う</p> <p>例・「縦割り活動」仲間づくりを促進するための各種</p> <p>例・いじめを無くすためのスローガン等の作成</p> <p><生徒指導強調月間の取組></p> <p>1～3月を「生徒指導強調月間」として取組を進めるよう位置づけ、「生徒指導強調月間」における取組を推進する。</p> <p><むろらん子どもサミットと各校生徒会・児童会活動の連動></p> <p>むろらん子どもサミットの基盤が各学校の生徒会・児童会活動にあることを踏まえ、日常の児童会活動を推進するとともに、サミットにおける交流内容等を自校の具体的な活動や取組に生かすなどして、サミットの効果を全校児童へ還元し児童会活動の活性化を図る。</p>
<p>⑫啓発活動</p> <p>実態把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種啓発資料の配付や指導 ○「いじめ根絶メッセージコンクール」への参加等 ○日常からの丁寧な観察や声かけに努める。 ○子ども理解支援ツール「ほっと」の活用 ○教育相談の実施等を通して把握に努める。
<p>⑬いじめ防止の 連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭との日常的な連絡・連携の重視（連絡帳、各種便り、電話、訪問） ○いじめに対する学校方針の周知（各種便り、保護者会、学校HP等） ○各地区子どもを守る推進協議会等における情報交流、地域パトロール隊等との連携強化 ○生徒指導担当者会議や教護会における連携（横の繋がり） ○校区内小・中学校における連携（縦の繋がり）

(2) 小さな変化・兆候を見逃さない取組<早期発見>

①小さな変化・兆候を敏感に受け止める	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じとる。 (朝・帰りの会や休み時間、給食時間や掃除の時間等) ○様々な角度から児童の状況についての的確に把握する。 (日常のふれあい・教育相談・アンケート調査)
②年3回以上のアンケート調査の実施と保存	<ul style="list-style-type: none"> ○年に3回以上のアンケート調査を実施する。 ○アンケート調査実施後に教育相談を実施する。 ○アンケートの保存期間は、アンケート実施後の翌年4月1日より、原則、3年保存とする。 ○重大事態発生時など、児童生徒の事故が起きたときに実施したアンケート調査の調査票の保管は5年保存とする。
③児童生徒と教職員の信頼関係の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が教職員に安心して相談できる体制づくりや関係作りに努める。 ○児童の「よいところを常に発見する」という姿勢でかかわる。 ○教職員自らが自分を素直に表現し、児童と真摯に向き合う。
④教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の校内体制を整備し、教育相談に対する教職員の意識を高める。 ○教職員には、人間的な温かみや受容的な態度が成熟している等の人格的な資質とともに、アセスメント(見立て)や児童の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるとといった知識と技能の両面が求められる。 ○教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針に従って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
⑤子ども理解支援ツール「ほっと」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒のいじめや不登校等の問題行動等への対応については、児童が、自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心をもって他者とかかわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を高めていくことが大切であることから、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用し、児童理解に努める。
⑥月3日以上欠席した児童の把握と予防的対応	<ul style="list-style-type: none"> ○月3日以上欠席した児童の状況を把握し、市教委へ報告する。 ○各学校は、児童の欠席日数の推移や理由等を客観的に把握し、欠席の裏にいじめの問題などが潜んではいないか、家庭との連携状況はどうか、最近の様子に変化は無いか等を見極める資料として活用する。
⑦相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや学校生活に悩む児童や保護者が相談できる窓口を紹介するなど、迅速かつ適切に対応する。
⑧児童による、互いを思いやり、互いの変化に気付くための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○互いを思いやる学級風土の醸成。 ○児童会による主体的な活動も重要な役割を占める。 例：悩みや思いを把握する「目安箱」 例：互いに声を掛け合う「挨拶運動」
⑨いじめの早期発見に向けた連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、第一に「家庭との連携」を重視する。 ○登下校中や休日の児童生徒の様子についての情報収集 (地域パトロール隊や子どもを守る推進協議会等の方々(自治会、民生委員等)) ○各種会議や懇談会の議題として「いじめの問題」や「児童生徒の様子」を取り上げる。

(3) いじめられている児童を絶対を守る対応<早期対応>

①いじめ対処方針作成の基本的な考え方

○教職員による観察

○児童生徒・保護者からの相談

いじめの発見

○アンケート、教育相談

○外部からの相談

校内組織による対応

◇全校体制で取り組む◇

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー
※事案に応じて、柔軟に編成する。

- ① 情報の整理 ○ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の特徴
- ② 対応方針 ○ 緊急度や危険度の確認 ・事情聴取や指導の際の留意事項確認
○ 指導方針の検討、学年集会、学級指導の企画、保護者への対応等
- ③ 役割分担 ○ 事情聴取（加害者・被害者）と指導担当
○ 周囲の児童と全体指導担当 ・保護者、関係機関対応

全体会議（臨時職員会議等）

- 情報の共有 ○ 指導方針の共通理解 ○ 校内的な取組および支援体制

事実の究明と指導

◇いじめられた児童の立場に立った対応◇

- 徹底していじめられた児童の味方になる。
- 表面的な変化で判断せず、支援を継続する。
- 「君にも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

【加害者（いじめた児童）への対応】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

【観衆、傍観者への対応】

- 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

いじめ問題解消に向けた継続的な指導

- アンケートや面談による実態把握
- 教育相談体制の強化
- 児童による主体的な活動
- 人間関係づくりを目指した取組
- 命を大切にする心や思いやりの心等、道徳性の育成

保護者との連携

【被害者の保護者】

- 指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。

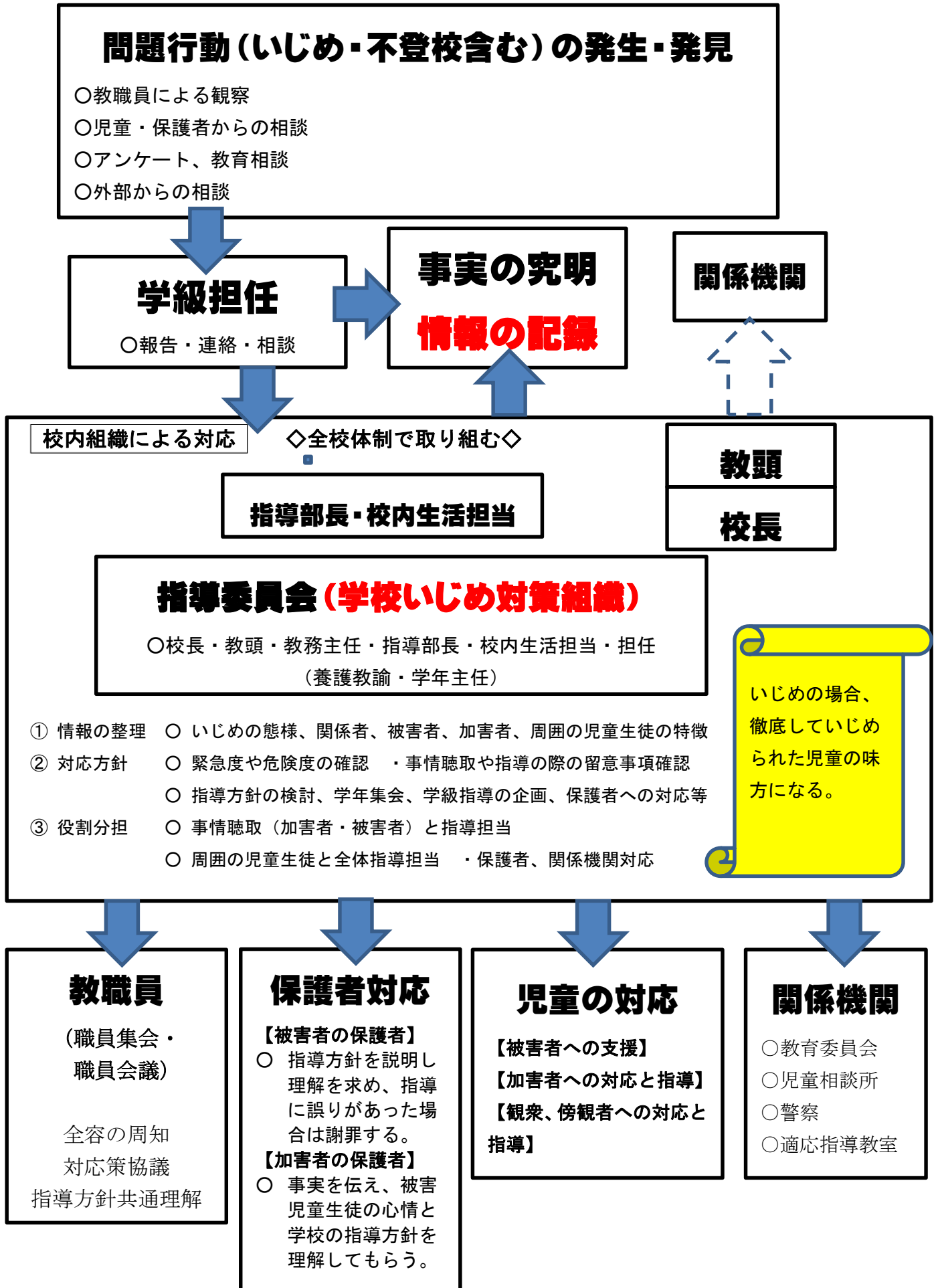
【加害者の保護者】

- 事実を伝え、被害児童の心情と学校の指導方針を理解してもらう。

保護者との連携

- 指導経過、児童の様子の定期的な連絡、指導上の連携。

② 「旭丘小学校いじめ対処方針」の作成



③解決が困難ないじめの問題が発生した場合

ア 教育委員会との連携

○いじめの問題が発生し、以下のような兆候が見られる場合、被害児童生徒を絶対を守るよう対応を図るとともに、速やかに教育委員会へ報告する。

- ・「被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いている事案」
- ・「保護者との対応に苦慮したりしている事案」
- ・「児童生徒の生命・身体に係る重大な事案」

イ 警察等関連機関との連携

○児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。

○いじめの解決に向け、適応指導教室や児童相談所等、他の関係機関との連携についても積極的な検討を行う。

ウ いじめられている児童への支援

○解決が困難ないじめの問題が発生し、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いている場合、各学校はその問題の早期解決に全力を尽くすとともに、被害児童の学習や生活について、次のような支援を行い、被害児童を絶対を守り通す。

○いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、教室への受入れが早期に行われるよう、学級指導等を行うとともに、被害児童の学習の機会の確保に努める。(別室登校や別室授業等)

○いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保証するとともに、被害児童の登校を阻害している要因の解決に全力を尽くす。

○被害児童が通常の学校生活を送れない状況にある際に行う学習活動の評価は、評価のための資料をできる限り収集するなどして、適正な評価に努める。各学校は、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が生じた場合は、すみやかに教育委員会へ報告し、学校と教育委員会、関係機関とが一体となって今後の対応策や支援方法について検討を進める。

エ 家庭との連携

○いじめの問題が発生した場合、その問題の解決状況による事無く、全ての事案について、家庭との連携が重要である。各学校は、加害側、被害側それぞれの保護者に対し、経緯や現在の状況、学校での指導方針・指導経過を伝え、問題の早期解決に協力してもらうよう努める。特に、被害児童の保護者に対しては、指導方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、学校の対応状況や対応結果の報告を丁寧に行う。また、加害児童の保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、被害児童の心情と学校の指導方針の説明及び理解促進に努める。

○学校は、校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得られるようにする。

④重大事態の発生と調査・報告

ア 重大事態の調査

重大事態とは、法第28条第1項により次に掲げる場合をさす。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大に被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることをいいます。

また、法第28条、第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけで無く、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

ウ 重大事態の調査主体

重大事態の調査は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導等、適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。

エ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

※その後の調査等については、「室蘭市いじめ防止基本方針」に基づいて実施する。

(4) いじめの防止等に係る校内研修の実施

次に示すようないじめの未然防止・早期発見・早期対応等に係る校内研修を実施し、いじめの問題に対し適切に対応できるよう努める。

- 授業改善
- いじめについての共通理解
- 学校いじめ基本方針の共通理解
- よりよい児童生徒理解の在り方
- 生徒指導交流会（配慮を要する児童生徒等の情報交流）
- 携帯電話、スマートフォン、その他インターネットの利用に係る研修
- いじめの問題に係る学校取組の評価・検証

(5) いじめの防止等に係る関係機関との連携

いじめの未然防止・早期発見・早期対応等の取組等を行うに際し、必要に応じ、以下の関係機関等との連携を図りながら取組を進める。

- 室蘭市教育委員会指導班 ～いじめの対応に係る連携、重大事態の報告窓口等～
- 室蘭市教育委員会生涯学習課（文化振興・青少年） ～少年補導等～
- **室蘭市子育て支援課** ～情報提供・相談、スクール児童館等～
- 北海道教育委員会胆振教育局 ～情報提供、指導・助言・支援等～
- 室蘭児童相談所 ～情報提供・相談・通告等～
- 室蘭警察署 ～情報提供・相談・通報等～
- 学校適応指導教室【くじらん教室】 ～通室状況、訪問アドバイザー等～
- 各地区子どもの安心・安全推進協議会等 ～情報交換・啓発・見守り協力依頼等～
- 児童館等 ～情報交換、連携等～
- 室蘭市教育研究所 ～研修事業～
- 法務局 ～人権教育、相談、連携等～
- 医療機関 ～情報提供依頼、相談、連携等～

(6) いじめの防止等の取組に係る取組の点検・充実

各学校は、次に示すようないじめの未然防止・早期発見・早期対応等に係る取組の点検を行い、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

- PDCAサイクルによる評価・検証
- 学校基本方針の検証・改善
- 各種取組の進捗状況チェック
- ケース分析・検証
- 計画・取組の検証
- いじめ防止等の取組の学校評価等への位置付け *

* 各学校は、いじめの問題にかかわる学校の取組を学校評価の中に位置付け、適切に評価・点検するものとする。

<自己点検項目の例>

- いじめへの対処方針等について全教職員で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、参観日等に、いじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- いじめの問題に関する校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査や個別懇談を実施している。
- 子どもたちがいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」等への対応のためのネットパトロールを実施している。

<学校評価の点検項目の例>

- 学校は、「いじめの問題」や「命の大切さ」に関わる課題を積極的に取り上げ、発達段階に応じた適切な指導を行っている。
- 学校は、生徒指導の基本方針やいじめの問題の対処方針、関係機関との連携等を家庭に周知している。
- 学校は、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めている。
- 学校は、児童生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が整っている。
- 学校は、幅広い生活体験を積ませたり、社会性や豊かな情操を培う活動を積極的に推進している。
- 学校は、家庭や地域に対し、いじめの問題についての情報を発信したり、協議の場を設定するなどして、家庭や地域との連携に努めている。

(4) いじめ・不登校対策

○いじめや不登校について情報を集め適切に対応できるように連携を図る。

＜未然防止＞ いじめを起こさせない取り組み

＜早期発見＞ 小さな変化・兆候を見逃さない取り組み

○いじめの実態調査をアンケート形式で行う。(6月、11月、2月)

○いじめアンケートや日常の聞き取りなどをもとに、必要に応じて指導委員会を開催する。

＜指導委員会＞

★校長・教頭・教務主任・指導部長・校内生活担当・担任（養護教諭・学年主任）

＜情報整理＞

★ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童生徒の特徴

＜対応方針＞

★ 緊急度や危険度の確認 ・事情聴取や指導の際の留意事項確認

★ 指導方針の検討、学年集会、学級指導の企画、保護者への対応等

＜役割分担＞

★ 事情聴取（加害者・被害者）と指導担当

★ 周囲の児童生徒と全体指導担当 ・保護者、関係機関対応

○いじめアンケート実施後に、必要に応じて教育相談を行い適切な対応をする。

＜早期対応＞いじめられている児童生徒を絶対に守る対応

○不登校については、実態を担任から聴取し、必要に応じて対策委員会を開催する。

○職員会議でいじめ、不登校に関する学級の実態交流を行い、情報の共有化を図るとともに事前事後の対策を行う。

○毎月最後の集会時に、各クラスの状況について確認し合う。